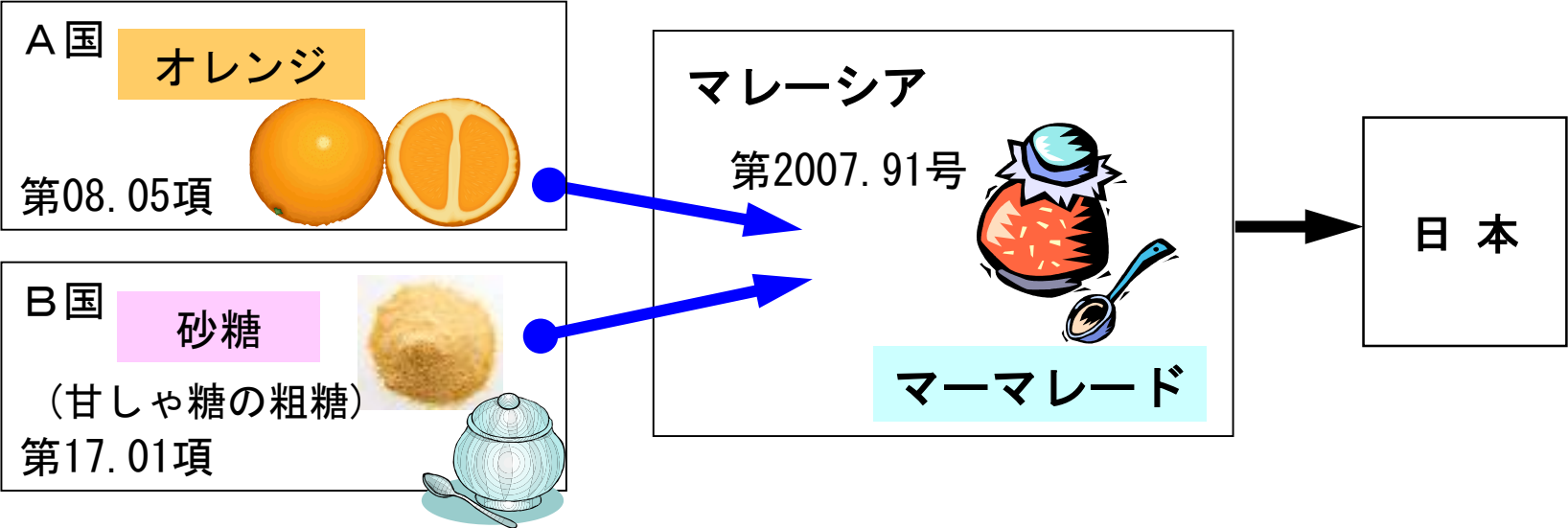


◎関税分類変更基準とは、
非原産材料と最終製品との間に特定の関税分類番号変更がある場合に、
最終製品の製造が行われた国の原産品と認めるという基準。

◆関税分類変更基準のイメージ(例: マレーシア特惠原産地規則)



非原産材料		最終製品
A国で収穫されたオレンジ	B国で製造された砂糖	マーマレード
第08.05項	第17.01項	第2007.91号

上図において、マレーシアにおいて行われた製造によって、全ての非原産材料の関税分類番号と、最終製品の関税分類番号とが異なることとなった。

→ このような製造が行われた国の原産品であると認めるというのが、
関税分類変更基準。

○実際のEPA特惠原産地規則において、関税分類変更基準に基づくルールは以下のような形で規定されることが多い。

このパターンが1番多く使われている。

A. 他の項（号、類）の材料からの変更

非原産材料と最終産品との間に、最終産品の関税分類番号と異なる項（号、類）からの変更があれば、最終産品の生産が行われた国の原産品であると認めるというルール

B. 第X項（第X号、第X類）以外の他の項（号、類）の材料からの変更

非原産材料と最終産品との間に、最終産品の関税分類番号と異なる項（号、類）からの変更があり、かつ、当該非原産材料が第X項（第X号、第X類）でない場合は、最終産品の生産が行われた国の原産品であると認めるというルール

(参考)関税分類変更基準において用いられる略号

○関税分類変更基準のルールは、以下の略号を用いて規定されることがある。

CC (**C**hange of **C**hapter) :

各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更

CTH (**C**hange of **T**ariff **H**eading) :

各項、号の産品への他の項の材料からの変更

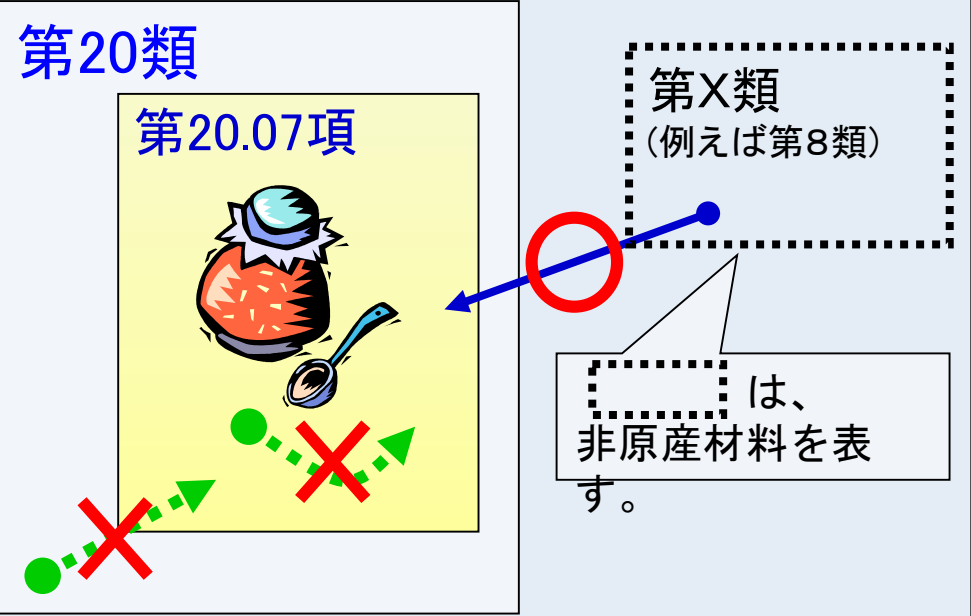
CTSH (**C**hange of **T**ariff **S**ub**H**eading) :

各号の産品への他の号の材料からの変更

○「A. 他の項(号、類)の材料からの変更」のマレーシア特惠原産地規則における例

マレーシア特惠原産地規則 第20.07項(ジャム、マーマレード等)
⇒ 第20.07項の産品への他の類の材料からの変更

関税率表全体(HS)



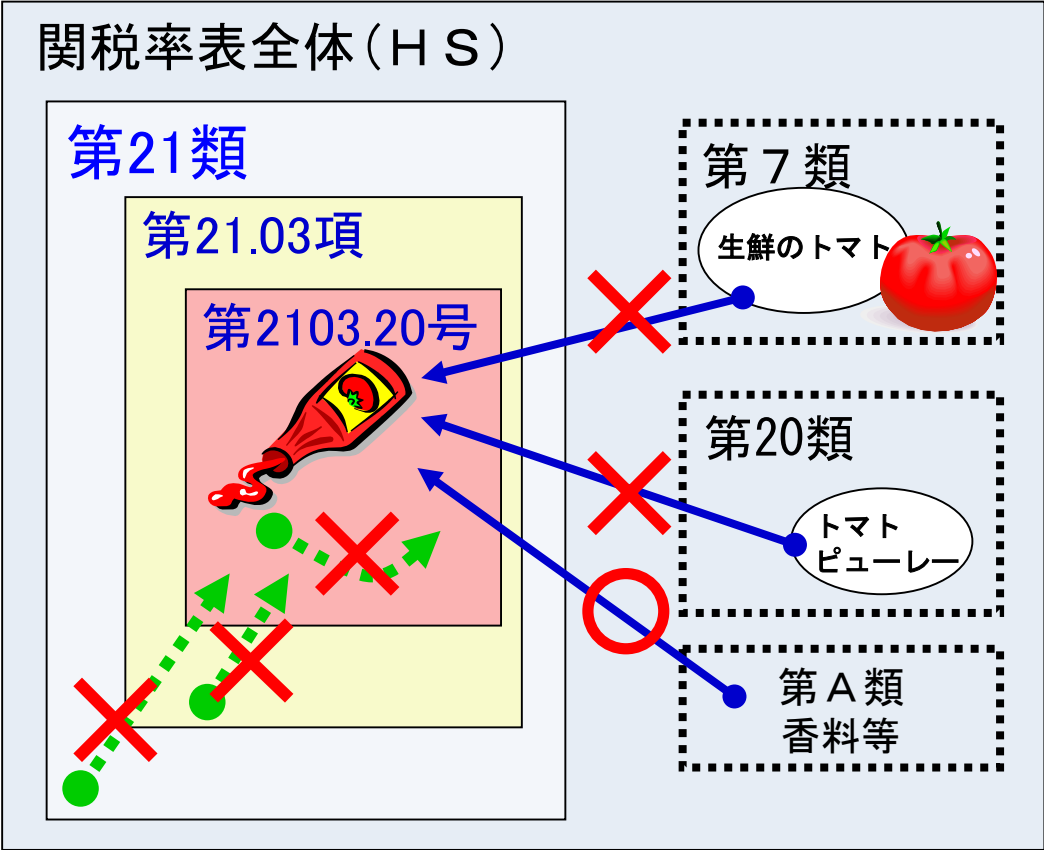
⇒例えば、非原産品である第8類の材料(果物)を使用してマレーシアにおいてジャムを生産した場合には、マレーシア原産品であると認めることが可能。(左図の○印)

⇒非原産品である、産品と同じ項の材料(第20.07項の材料(例えばフルーツピューレー)又は同じ類の他の項の材料(例えば香味付け用レモンジュース))を使用してマレーシアにおいてジャムを生産した場合には、マレーシア原産品であると認めることはできない。(左図の2つの×印)

○「B. 第X項(第X号、第X類)以外の他の項(号、類)の材料からの変更」のタイ
特惠原産地規則における例

タイ特惠原産地規則：第2103.20号(トマトケチャップ)
⇒ 他の類の材料からの変更(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

関税率表全体(H S)



⇒例えば、第7類、第20類、第21類以外の類に属する非原産材料を使用してタイにおいてトマトケチャップを生産した場合には、タイ原産品と認めることが可能である。(左図の○印)

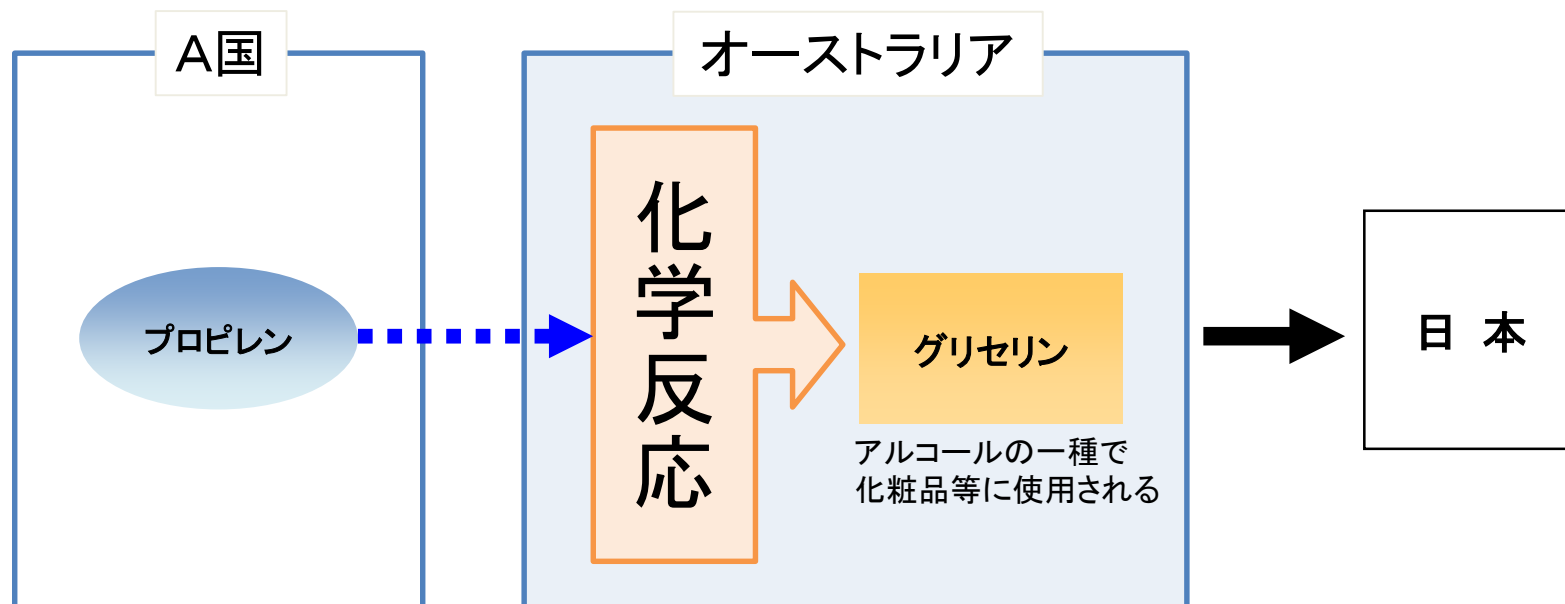
⇒非原産材料のトマト(第7類)やトマトピューレー(第20類)を使用してタイにおいてトマトケチャップを生産した場合には、タイ原産品であると認めることはできない。(左図の右側2つの×印)

⇒この基準は原料のトマトがタイの原産品であることを求めており、厳格な規則。

◎加工工程基準とは、

非原産材料を使用した最終産品について、相手国で、ある特定の加工工程が施されれば、その産品を相手国の原産品とするという基準。

◆加工工程基準のイメージ(オーストラリア特惠原産地規則の例)



⇒ A国から材料であるプロピレン(非原産材料)を輸入し、オーストラリアでグリセリンを製造。

⇒ オーストラリアでの製造において、化学反応(特定の加工工程(*))によってグリセリンが得られていることから、当該グリセリンは加工工程基準を満たし、オーストラリア原産品と認められる。

* オーストラリア特惠原産地規則においては、「分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものを含む)をいう。」と規定されている(附属書2第1編6(a))。

○加工工程基準の例(タイ特惠原産地規則)

◆加工工程基準は他の基準との選択制によって規定されることが多い。

□ タイ特惠原産地規則: 第3904.10号(ポリ(塩化ビニル))

他の項の材料からの変更、

①関税分類変更基準

原産資格割合が40%以上であること(関税分類の変更を必要としない。)

又は、

②付加価値基準

使用される非原産材料について
いずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程
若しくは生物工学的工程を経る(*)こと(関税分類の変更を必要としない。).

③加工工程基準

*「化学反応」、「精製」、「異性体分離」及び「生物工学的工程」の定義はタイ協定附属書2の第7部の注釈 (a)から(d)において規定されている。

3つの基準が併記されているが、これらの間に優先関係はなく、いずれか一つを満たしていればよい。つまり、**三者は全く同格**である。

◎付加価値基準とは、

「その国の生産工程で付加される価値が、要求される条件を満たした場合、その国を産品の原産地とする」という基準。

→ 例えば「産品の価値のうち、全体の40%以上の価値がX国で付加されたら、X国の原産品とする」という考え方。

◆以下の2つの観点からの考察が必要

① 「付加される価値」とは何か？

→ 産品が生産される国で付加された原産材料・経費・利益等の価値のこと。

② 「付加される価値」をどのようにして計算するか？

→ 2つの代表的な方法がある。

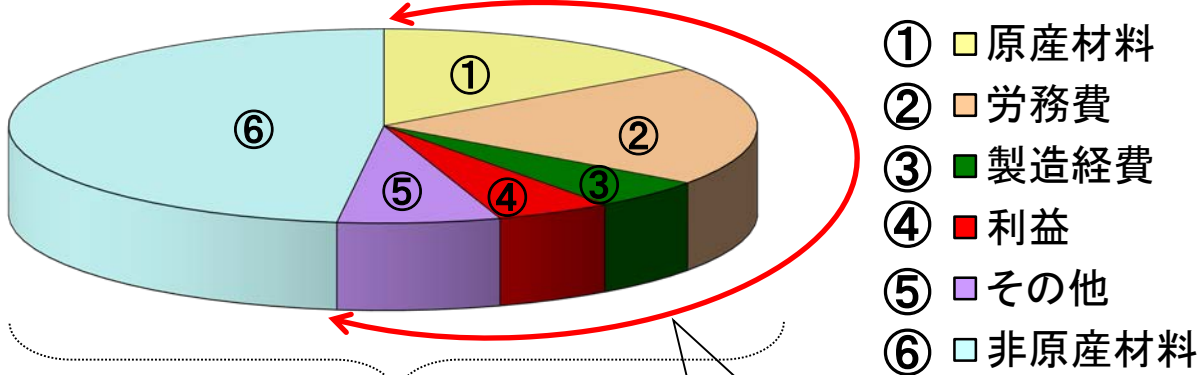
第1の方法：非原産材料の価額を産品の価額から控除して求めるもの
＜控除方式＞

第2の方法：原産材料・経費・利益等の価額を積算して求めるもの
＜積上げ方式＞

その他の方法

①「付加される価値」とは何か？

- ◆ 産品が生産される国で付加された原産材料・経費・利益等の価値のこと。
- ◆ 産品の価額のうち、非原産材料の価額を除いた部分を「付加される価値」とみなす。



円グラフの全体が
産品の価額

この矢印部分が原則、
「付加される価値」

以下のように表現される(協定によって異なる)。

域内原産割合 (RVC: Regional Value Content)

—メキシコ特惠原産地規則、アセアン包括特惠原産地規則、TPP特惠原産地規則、EU特惠原産地規則

原産資格割合

(LVC: Local Value Content) —ベトナム特惠原産地規則

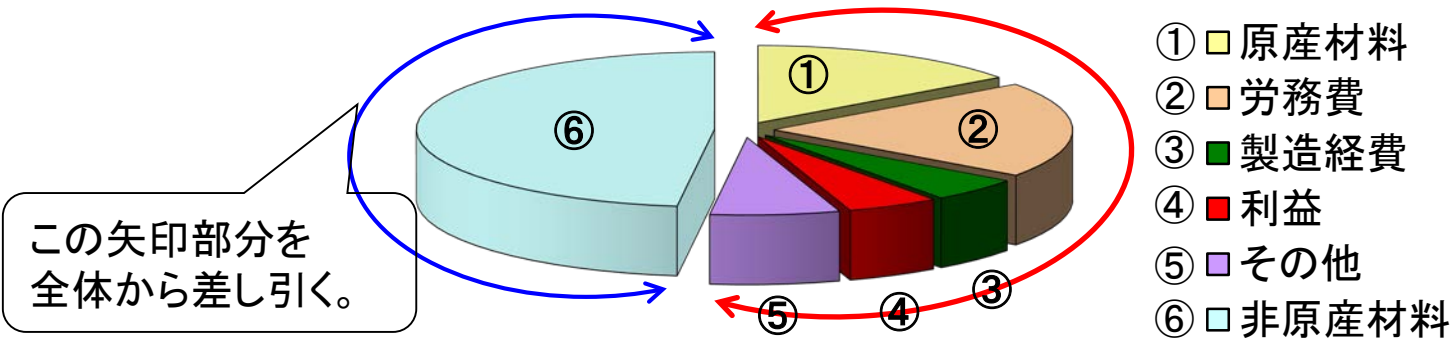
(QVC: Qualifying Value Content) —上記及びスイス(※)以外のEPA特惠原産地規則

※スイスについては後述

②「付加される価値」をどのようにして計算するか？

第1の方法：非原産材料の価額を製品の価額から控除して求めるもの
＜控除方式＞

◆非原産材料の価額（下図の青矢印部分）を製品の価額から差し引いて、国内で付加される価値（赤矢印部分）を求める。控除方式と呼ばれる。



◆求める計算式

域内原産割合
または
原産資格割合(*1)

=

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}(*2)}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

1 前頁参照 *2 シンガポール特惠原産地規則においては「非原産資格価額」

◆日本の現行EPAのうち、スイスを除く16の特惠原産地規則において採用。
（チリ、インド、モンゴル、TPP及びEUの各特惠原産地規則では、この方式以外に他の方式も選択できる。）

◆「控除方式」の計算に使用する価額

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

製品の価額 (blue dotted box) is linked to FOB価額 (blue dotted box) and CIF価額 (red dotted box).

非原産材料価額 (red dotted box) is linked to CIF価額 (red dotted box).

⇒ FOB価額、CIF価額がわからない場合(例:タイ特惠原産地規則)

□ FOB価額は存在するが不明

当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額を「製品の価額」とする(日タイEPA第28条第5項(a))。

□ FOB価額が存在しない

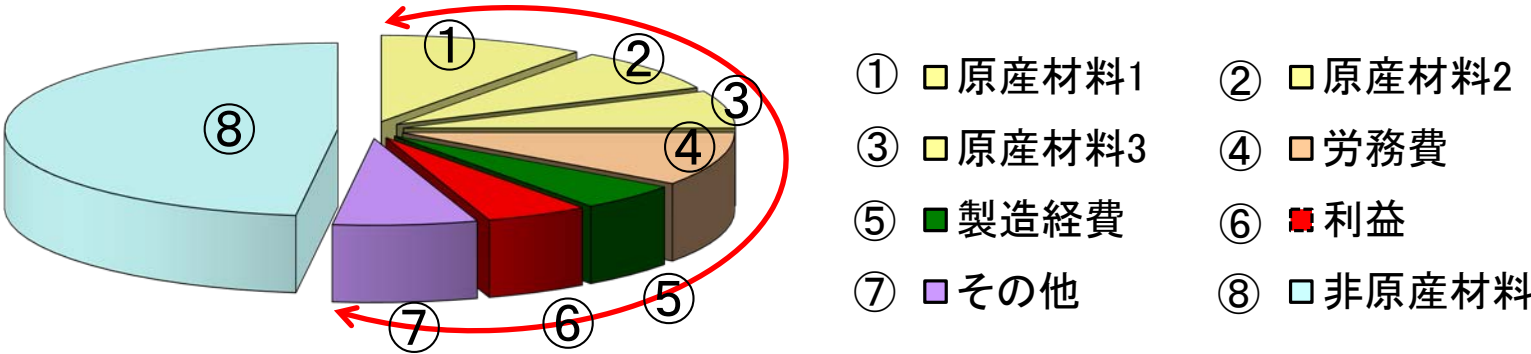
関税評価協定第1条から第8条の規定に従って決定される価額を「製品の価額」とする。(日タイEPA第28条第5項(b))

□ CIF価額は存在するが不明

当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額とする(日タイEPA第28条第6項(b))。

第2の方法：原産材料・経費・利益等の価額を積算して求めるもの
＜積上げ方式＞

◆原産材料、労務費、間接費、利益等の価額を積算して、国内で付加される価値（下の円グラフの矢印部分）を求める。積上げ方式と呼ばれる。



◆求める計算式【タイプ1】

原産材料の価額のみを足し合わせ、一定の割合(例えば30%)を超えたら原産品と認めるというもの

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$

→ チリ及びTPP特惠原産地規則において採用

◆求める計算式【タイプ2】

原産材料価額、直接労務費、直接経費及び利益を足し合わせていき、一定の割合(例えば35%)を超えたら原産品と認めるというもの

域内原産割合
または
原産資格割合

=

①+②+③+④+⑤+⑥

製品の価額

× 100 ≥ X %

→ インド及びモンゴル特惠原産地規則において採用

◆チリ、インド、モンゴル及びTPP各特惠原産地規則は、積上げ方式と前出の控除方式両方を採用しており、そのどちらを選択するかは輸出者に委ねられている（TPP11は他の方式も採用している）。

◆「積上げ方式」の計算に使用する価額

原産材料価額 + 経費等 + 利益

× 100 ≥ X %

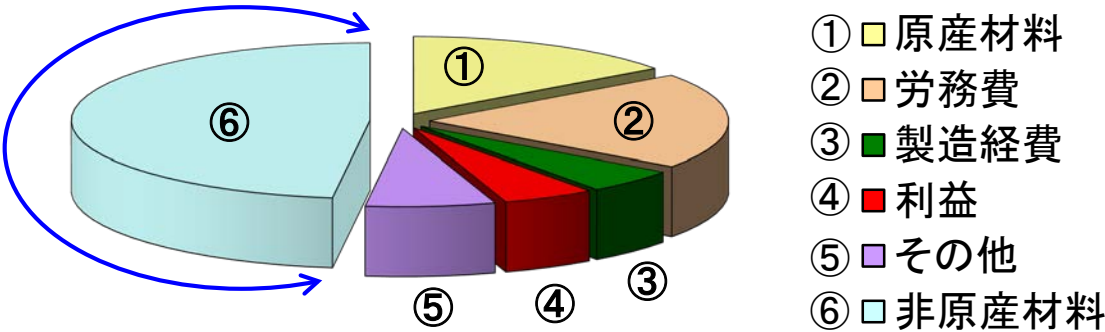
製品の価額

FOB価額

⇒ FOB価額がわからない場合については
31頁参照。

その他の方法 - (i) : 非原産材料の価額と産品価額を比較する方法
《スイス及びEUで採用》

- ◆ 産品の価額に占める非原産材料の割合を求め、X%以下の場合は原産品と認めるという基準。付加される価値ではなく付加されない価値により判断する。
- ◆ スイス及びEU特惠原産地規則において採用されている。



◆ 求める計算式

非原産材料の最大の価額
または
非原産材料の最大限の割合

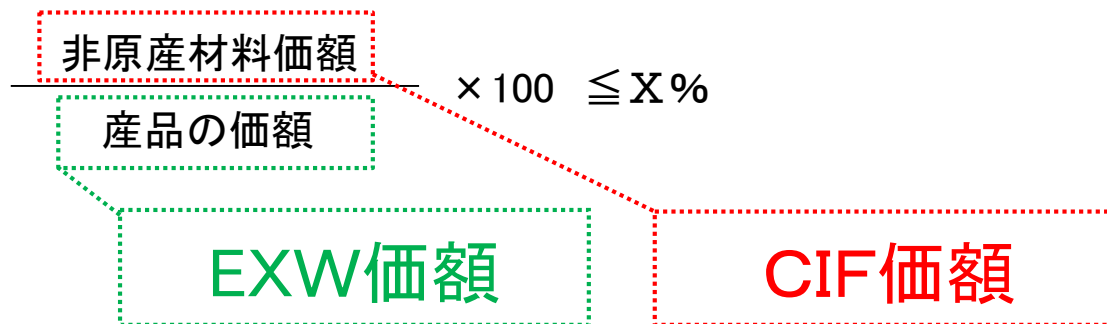
$$= \frac{\text{非原産材料価額}}{\text{産品の価額}} \times 100 \leq X\%$$

協定によって以下のように表現される。

非原産材料の最大の価額 : (VNM: Value of Non-originating Materials) — スイス特惠原産地規則

非原産材料の最大限の割合 : (MaxNOM: Maximum value of non-originating materials) — EU特惠原産地規則

◆計算に使用する価額



⇒ EXW価額がわからない場合(例:EU特惠原産地規則)

輸出締約国における当該製品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。販売費、一般管理費及び利益等を含み、輸送運賃、保険料及び払い戻される内国税等を除く(日EUEPA 附属書3-A定義1(b)(ii))。

⇒ CIF価額がわからない場合

31頁参照。

◆EU特惠原産地規則においては、

- 非原産材料の最大限の割合(MaxNOM)と控除方式による域内原産割合(RVC)とが併記され、選択可能となっている。
- RVCで用いるFOBには輸出国内での運送費用分が含まれているため、EXWより高くなることから、両者の閾値には一律5%の差が設けられている(両者を足しても100%にならない)。

品目別規則の例:

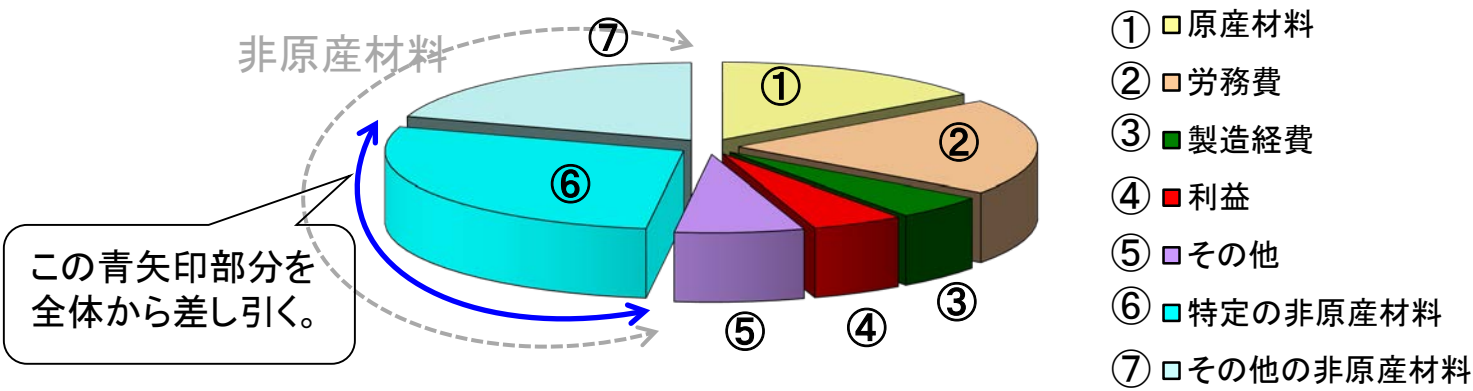
- ・MaxNOM40%(EXW)又はRVC65%(FOB)
- ・MaxNOM50%(EXW)又はRVC55%(FOB)

その他の方法 -(ii): TPP特惠原産地規則で採用されている方法

◆TPP特惠原産地規則では、前出の「控除方式」及び「積上げ方式」に加えて、「重点価額方式」及び「純費用方式」という新たな計算方法が採用されている。

(1) 重点価額方式

- 一部の鉱工業品に適用。
- 「控除方式」と異なり、控除する非原産材料価額を、特定の主要な材料(品目別規則内に明記されている)に限定する。

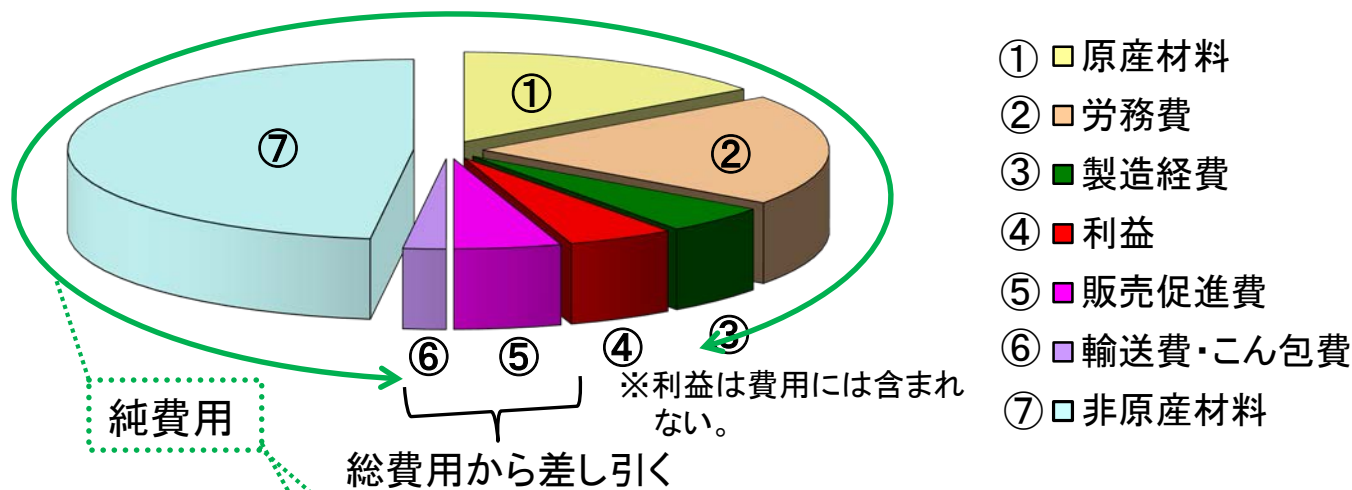


□ 求める計算式

$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{特定の非原産材料 価額}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100 \geq X \%$$

(2) 純費用方式

- ❑ 自動車関連の品目のみに適用。
- ❑ 「控除方式」と異なり、製品の価額(FOB)ではなく、製品の生産に係る「純費用」における、非原産材料価額の割合を求める。
- ❑ 「純費用」とは、総費用から、当該総費用に含まれる販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費及びこん包費並びに不当な利子を減じたものをいう。



❑ 求める計算式

域内原産割合 =
$$\frac{\text{純費用 (総費用 - (⑤ + ⑥))} - \text{非原産材料価額}}{\text{純費用 (総費用 - (⑤ + ⑥))}} \times 100 \geq X\%$$

◆重点価額方式、純費用方式が利用可能な品目は、品目別規則にその旨が記載されている。

□ 重点価額方式の例

TPP特惠原産地規則 第70.05項(フロート板ガラス及び磨き板ガラス)

第70.05項の産品への他の項の材料からの変更(第70.03項から第70.04項までの各項の材料からの変更を除く。)
又は
域内原産割合が(a) 30パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b) 40パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c) 50パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第70.03項から第70.05項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第70.05項の産品への関税分類の変更を必要としない。))。

特定の非原産材料

□ 純費用方式の例

TPP特惠原産地規則 第8408.20号(車両用エンジン)

域内原産割合が(a) 45パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b) 45パーセント以上(純費用方式を用いる場合)又は(c) 55パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第8408.20号の産品への関税分類の変更を必要としない。))。

※純費用方式は、第3. 9条にも対象となる品目が明記されている。